

神栖市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年

神栖市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教育活動の充実、教育職員の心身の健康と、高い志を持った指導体制の上に成り立つものである。教育職員が次世代を担う子供たちの成長に喜びを感じ、心身ともに満たされた状態で教育活動に邁進できる「ウェルビーイング（心身ともに健康で幸福な状態）」の実現は、教育の質を維持・向上させるための不可欠な基盤である。

しかし、現状の長時間勤務の常態化は、教育職員の心身の負担を増大させ、そのウェルビーイングを著しく損なうだけでなく、教育の質の低下や教職の魅力減少を招く深刻な課題となっている。

「学校における働き方改革」は、単なる労働時間の短縮を目指すものではない。本計画は、客観的なデータに基づく勤務時間の管理と業務負担の軽減を徹底することで、教育職員の資質向上に資する研修の機会や、教育職員の創造性を発揮して子供たちと向き合う時間を創出するとともに、一人の人間としての生活を充実させ、心身の健康を保持することを目的とする。

神栖市教育委員会は、教育職員のウェルビーイングの向上が子供たちの健やかな成長に直結するという認識のもと、学校・地域・家庭と連携し、持続可能な学校教育体制の構築を強力に推進する。

(2) 本市の現状

- 本市では、「急を要する校務がない限り児童・生徒完全下校後、2時間以内に退勤」、「長期休業期間中は、定時退勤を基本」とし、日直等を置かず対外的な業務を行わない「学校閉庁日」を設定するなど、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教職員の超過勤務時間の変化（5か年）の状況について【表】のとおりであった。

【表】教職員の超過勤務時間の変化（5か年） ※数値の単位は「分」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年
令和3年度	小	52:59	43:03	48:23	38:07	5:26	28:44	46:46	42:19	38:01	32:28	30:37	44:13	37:35
	中	67:13	53:04	58:17	54:54	6:56	21:06	58:01	54:40	48:55	41:26	35:10	46:42	45:32
令和4年度	小	51:41	41:39	48:47	32:58	3:17	42:37	42:47	40:47	34:43	29:16	35:58	42:55	37:17
	中	57:54	54:55	56:11	41:41	9:59	49:59	48:14	46:04	39:09	36:10	40:33	43:37	43:42
令和5年度	小	47:11	44:26	44:34	31:03	3:08	39:39	42:29	36:57	32:11	29:52	35:05	37:56	35:23
	中	55:10	56:14	55:27	39:53	10:51	45:18	49:03	46:59	39:17	43:21	46:26	44:17	44:21
令和6年度	小	42:38	47:07	40:25	34:12	2:53	38:29	44:07	36:41	33:11	31:31	34:45	38:04	35:20
	中	50:47	53:19	53:39	41:41	7:55	44:20	47:44	44:36	37:17	40:38	40:51	38:48	41:48
令和7年度	小	44:09	43:20	41:16	30:18	2:38	35:52	39:40	28:42	31:00	27:30	29:25	37:12	32:35
	中	47:27	51:17	52:21	35:18	5:19	43:24	49:38	39:23	39:49	34:29	38:06	40:41	39:46

- 令和３年度当初と比較し、超過勤務時間が４５時間未満の教職員の割合や平均は改善が進んでいるが、年度が始まる４月～６月、長期休業明けの９月～１０月の時間外在校等時間は依然として多くなっている。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２ 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- １ヶ月の時間外在校等時間が４５時間以下の割合を１００％にする。
- １年間における１ヶ月の時間外在校等時間の平均時間を３０時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を１０日以上にする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を１０％まで減少させる。【令和７年度全国１１.４％、神栖市１２.６％】
- 仕事をしていると活力がみなぎるように感じる職員の割合を６５％以上にする。【令和７年度６０.９％、令和６年度６０.２％】
- 仕事に誇りを感じ、いきいきと教育活動に取り組む職員の割合を９０％以上にする。【令和７年度８７.２％、令和６年度８４.８％】

３ 計画の期間

令和８年度～令和１１年度（４年間）

４ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

（「３分類」①関係）

- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間などにおける自主的な校外の見回りは、不審者等、危険がある場合を除いて、原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③教育委員会を主体とした就学時健康診断の実施

- ・学校保健安全法第11条により教育委員会が主体となって実施する就学時健康診断について、公共施設を活用しながら教育委員会が運営・実施する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し、「電話対応の原則」「来校・面談時のルール」「暴言・威圧的言動への対処」などの具体的対応に関しての留意事項を策定する。
- ・引き続き学校をあげての組織的な対応や、関係機関との連携、スクールロイヤーの活用などを推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答、保護者への広報誌等の周知

（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
- ・教育委員会による保護者等への調査について、直接的な回答・集約・集計は教育委員会が行い、学校の事務負担を軽減する。

②部活動（「3分類」③関係）

- ・令和6年9月から、原則、休日の部活動を実施せず、月1回程度、部活動での大会・コンクール参加を認めているが令和11年度までとする。
- ・平日の部活動については、地域クラブの拡大・拡充の状況により地域展開を推進する。

③昼休み、清掃時間等、地域住民等の協力を得た見守り活動等（「3分類」⑪⑫関係）

- ・学校運営協議会制度を活用し、地域住民等の支援を得ることで、教育職員の休憩時間を確保する取組を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①校内環境整備や授業準備等（「3分類」⑮関係）

- ・学習指導補助教員や学習指導補助員、図書館指導補助員等の会計年度任用職員をすべての学校に配置し負担を軽減する。
- ・スクールサポートスタッフの積極的な配置を促す。

②食に関する指導（「3分類」⑭関係）

- ・給食の時間や学級活動等における食に関する指導は、市内に配置されている5名の栄養教諭が、各学校給食共同調理場が管轄する拠点校と対象校に対応する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の目的やねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 電話の録音機能、または音声メッセージ機能の全校設置をめざす。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師（産業医または健康管理医）による面接指導を促す。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの考え方の普及を図る。
- 市内すべての学校で、ストレスチェックの実施率100%を目標にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、「学校閉庁日」を設定するほか、各学校に対して取得を促進する。
- 神栖市教育職員の夏季休業期間を中心とした時差出勤制度について整備をし、各学校に対して活用を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、神栖市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 教育職員や児童生徒等の支援に当たる人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
※学習指導補助教員、学習指導補助員、図書館指導補助員、コンピュータ指導員、部活動指導員、校内フリースクール相談員、特別支援教育相談員、介助員、用務員、配膳員
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの集団分析結果等から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長を始めとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。